

リスク分担表

リスク分担の基本的な考え方は下記のとおりとする。なお、詳細については、必要に応じて教育委員会と指定管理者が協議のうえ、決定することとする。

種 類	内 容	負担する者	
		教 育 委 員 会	指 定 管 理 者
法令等の変更	施設管理運営に及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
不可抗力等	不可抗力（暴風・豪雨、台風、洪水、地震、火災、その他教育委員会又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）又は施設の老朽化に伴う施設、設備の復旧経費、業務履行不能、変更及び中止に伴う損失	○	
施設設備の損傷	施設、設備の設計構造上の原因によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
第三者への賠償	教育委員会の施設、設備の瑕疵により損害を与えた場合	○	
	上記以外のもの（指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合）		○
住民への対応	地域との協調		○
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望、苦情		○
	上記以外のもの	○	
需要見込みと異なる状況	当初の需要見込みと異なる状況による損失		○
運営費の上昇	教育委員会以外の要因による運営費の上昇		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合、又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○